



● 町営住宅入居募集

申込みのしおり

平成 21 年 4 月 1 日から入居収入基準額が以下のとおり変更になります。

普通町営住宅・・・世帯の月所得額(2、6～7 ページ参照)が 15 万 8 千円以下であること。

(裁量階層世帯は月所得額が 21 万 4 千円以下であること)

改良町営住宅・・・世帯の月所得額(2、6～7 ページ参照)が 11 万 4 千円以下であること。

(裁量階層世帯は月所得額が 13 万 9 千円以下であること)

柴田町役場 都市建設課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3-45

TEL (0224) 55-2121

はじめに

この“申込みのしおり”は町営住宅の入居者を募集する際の入居資格・基準等についての説明をしております。

町営住宅の申込みをされる場合、収入基準をはじめ、様々な制限がありますので、この“申込みのしおり”を最後までお読みになったうえで、ご希望の住宅を申し込んでください。

目次

- 申込みから入居まで 1
- 申込み条件について 2
- 入居収入基準早見表 4
- 申込みをされる方へのご注意 5
- 申込み資格の確認 6
- 各種控除の内容及び控除額 8
- 収入計算書 9
- 申込みに必要な書類 14
- 入居手続きのときに必要な書類 15
- 入居後の家賃及び収入申告について 16
- 町営住宅の概況及び使用料（家賃）一覧 17
- 町営住宅位置図 19

申込みから入居まで

個人情報の取扱いについて

町営住宅の入居申込で知り得た個人情報については、入居資格審査及び町営住宅の管理運営の目的以外に使用することはありません。
なお、入居者資格については関係機関に照会することがあります。

新規募集

町広報誌等（毎月1日号又は15日号）に掲載

入居申込み

（都市建設課窓口受付）

資格審査

※書類が不十分な時は、受付できない場合があります。

抽選会

※【申込のしおり】をお持ちください。

入居者決定

○ 請書・連帯保証人承諾書等を配布

（入居手続）

請書・連帯保証人承諾書提出

※保証人2人の住民票の写し・印鑑証明書・所得を証する書類の添付が必要
※駐車場の使用をする場合、区画の申込みが必要

（入居手続）書類審査

入居許可

入居可能日通知

カギの引渡し

○ 敷金の納付（家賃の3ヶ月分）
○ 保証金の納付（駐車料の3ヶ月分）
○ 当月分の家賃等の納付書も受領してください。

入居

※入居届を入居後15日以内に提出してください。
（入居した家族全員の住民票を添付）

申込み条件について

(1) 普通町営住宅の申込み資格

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかな方。（持ち家を所有している人は原則として申し込めません。入居を予定している親族名義も含まれます。また、現在柴田町の町営住宅に入居中の人も申込みできません。）
- ② 町内に住所若しくは勤務地を有し、又はあらたに町内に住所を必要とする方。
- ③ 現在同居中、又は、同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係がある方、その他婚姻の予約者を含みます。ただし、入居日から3ヶ月以内に籍を入れて同居すること。）のある方。（单身不可の住戸）
- ④ 町税等の未納がないこと。（同居しようとする親族を含みます。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。（同居しようとする親族を含みます。）
- ⑥ 収入の額が、収入基準に該当する方。

○一般世帯	基準額	月収	158,000円以下
○裁量階層世帯	基準額	月収	214,000円以下

裁量階層世帯とは、

- a 本人又は同居者に次に掲げる障害の程度がある世帯
 - ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級まで
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から2級まで
 - ・上記に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害
- b 入居者が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
- c 入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの方。又は、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる場合
- d 入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる場合
- e 入居者又は同居者に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引揚げた日から5年未満の方がいる場合
- f ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- g 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

(2) 改良町営住宅の申込み資格

前記普通町営住宅申込み資格①～⑤に該当する方。ただし、収入基準が普通町営住宅とは異なりますので申込みの際にはご注意ください。なお、対象となる住宅は、神山前町営住宅です。

※入居収入基準は、

○一般世帯	基準額	月収	114,000円以下
○裁量階層世帯	基準額	月収	139,000円以下 となります。

（裁量階層世帯とは、普通町営住宅の申込み資格に同じです。）

(3) 単身者の申込み資格

戸籍上配偶者がいない方で、前記普通町営住宅申込み資格①～②・④～⑤に該当し、収入基準以下の下記のいずれかに該当する方。ただし、申込みできる住宅は、「町営住宅の概況及び使用料一覧表」のうち2DK以下の住宅（並松・北船岡1LDK・神山前）に限ります。

- ① 60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方
- ② 身体障害者 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの方
- ③ 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの方及び知的障害者（障害の程度が精神障害者に係る程度に相当）の方
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの方または、同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑥ 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引揚げた日から5年未満の方
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑧ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- ⑨ DV 被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で
 - a 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - b 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

町営住宅は、共同で生活する場であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

1. 犬猫等の動物飼育（餌付けを含む）はできません。
2. 車は契約駐車場以外の敷地、通路等には駐車できません。
（町営住宅のほとんどは、原則的に2台目駐車場を確保することができません。また、駐車場がない住宅もあります。このような場合には、ご自身で団地外に駐車場を確保していただくこととなります。なお、団地内に違法駐車された場合は、レッカー車により移動されることもあります。）
3. 騒音を無神経に発生させる。また、生活音に理解なく過剰に反応する。
（町営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの近隣住宅からは生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくこととなります。）

入居収入基準早見表

●普通町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量階層世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
裁量階層世帯	2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

●改良町営住宅

給与収入の場合（前年1年間の総収入金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下	4,763,999円 以下
裁量階層世帯	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下	5,135,999円 以下

事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

世帯員数	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般階層世帯	1,368,000円 以下	1,748,000円 以下	2,128,000円 以下	2,508,000円 以下	2,888,000円 以下	3,268,000円 以下
裁量階層世帯	1,668,000円 以下	2,048,000円 以下	2,428,000円 以下	2,808,000円 以下	3,188,000円 以下	3,568,000円 以下

（注）

- この表は8ページの特別控除（2～6）の対象者のいない世帯で、収入のある方が1人の場合です。
- 給与収入の場合は、諸手当、賞与、税金等すべて含めた総収入です。
- 世帯員数については遠隔地扶養者も含まれます。
- 給与収入の場合の上記の表については、総収入金額となりますので、総所得金額を計算する場合には、11ページの「総収入金額から、総所得金額を計算する方法で年間所得金額を計算して下さい。

申込みされる方へのご注意

◇申込み資格条件については、2・3・6・7ページを参照してください。

(1) 次のような方は、申し込めません！

- ① 単身者で3ページにある単身申込み資格に該当しない方。
- ② 世帯を不自然に分割した方。(夫婦別居・兄弟姉妹の申込み等)
- ③ 住宅で円滑な共同生活ができない方。
- ④ 単身入居希望のうち、身体上又は精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とする方。
- ⑤ 現に柴田町営住宅にお住まいの方。

(2) 次のような方は申し込まれても失格となります！

- ① 申込み(入居)資格要件に欠けているとき。
- ② 申込書に不正の記載があったとき。
- ③ 入居許可時点で単身になった場合(ただし、単身申込入居有資格者を除く)。
- ④ 計算した申込家族の月収額が収入基準額を超えるとき。
- ⑤ 申込みは1世帯につき1住宅だけとし、重複申込みはすべて失格となります。

(3) 入居する全ての方は、入居契約時に次の手続きが必要です。

- ① 下記の資格を有する連帯保証人を2名たてること。
 - 入居予定者と同等以上の収入を有する者であること。
 - 原則として町内に在住し、独立した生計を営んでいること。※連帯保証人のいない場合は、住宅を斡旋できません。
- ② 家賃(駐車場使用料)の3ヶ月分に相当する敷金(保証金)を納入すること。

(4) 自家用車をお持ちの方へ

- ① 募集する住宅により駐車場を確保している住宅と、駐車場が無い住宅がありますので、応募する際ご注意ください。なお、駐車場の契約は、原則として1世帯1台となります。
- ② 住宅内は指定駐車場以外の場所は駐車禁止となります。駐車場の無い住宅に入居される方は、ご自分で他の駐車場を確保のうえ、入居して頂くこととなります。
- ③ 駐車スペース内に、収容できない車の契約はお断りしますのでご注意ください。
- ④ 駐車場使用料は1区画一律3,000円です。(未舗装駐車場(北船岡町営住宅)は1区画1,500円です)

(5) その他

- ① 住宅によっては浴槽と風呂釜が付いてない住宅がありますので、各自取り付けて頂くようになります。
- ② 住宅内では、犬・猫・鳩等の動物は飼えません。
- ③ 退去される時の畳・フスマ等の張替修繕等は、入居者の負担になります。

申込み資格の確認

◆世帯で(又は婚約で)申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)
2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。
3. 現在同居中、又は同居予定の親族がいること。(同居予定者が婚約者の場合は、3ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。)

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

2人以上で
申し込みの場合

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級までの障害のある方を含む世帯。
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級～2級までの障害のある方を含む世帯。
- ③ 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯。
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの方。または、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯。
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。
- ⑥ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引揚げた日から5年未満の方を含む世帯。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。
- ⑧ 入居予定者が60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者で構成される世帯。
- ⑨ 同居者に小学校就学前の始期に達するまでの者がある世帯。

あなたの世帯が①～⑨のいずれにも該当しない場合

あなたの世帯が①～⑨のいずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後
月収 158,000 円以下
であること

※改良住宅は 114,000 円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後
月収 214,000 円以下
であること

※改良住宅は 139,000 円以下

◆単身で申し込む場合

下記により申込み資格を確認して下さい。

1. 現在、住宅に困っていることが明らかな方。(持ち家のない方)
2. 町内に勤務先を有するなど、町内に住所を必要とする方。
3. 戸籍上配偶者がいない方。

以上の資格に該当される方は、ご自分の状況に合わせ次の項目を確認してください。

単身で
申し込みの場合

● 単身で申し込む場合 (2DK以下の間取りの住宅しか入居できません。)

- ① 60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方。
- ② 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級までの障害のある方。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までの方及び知的障害者(障害の程度が精神障害者に係る程度に相当)の方。
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの方。または、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方。
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
- ⑥ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引揚げた日から5年未満の方。
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方。
- ⑧ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者で
 - a 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。
 - b 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。
- ⑨ 生活保護法第6条第1項に該当される方。

あなたが①又は⑨だけに該当する場合

あなたが②～⑧のいずれかに該当する場合

[収入基準] 一般階層世帯

9ページでの計算後
月収 158,000 円以下
であること
※改良住宅は 114,000 円以下

[収入基準] 裁量階層世帯

9ページでの計算後
月収 214,000 円以下
であること
※改良住宅は 139,000 円以下

各種控除の内容及び控除額

(所得税法により認定されたものであることが必要です。)

	控除の種類	控 除 の 内 容	控除額 (該当者一人につき)
1	親 族 控 除	同居する親族（申込本人を除く）及び遠隔地扶養親族（婚約者も含む）	380,000 円×（ ）人
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方	100,000 円×（ ）人
3	特 定 扶 養 親 族 控 除	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の方（配偶者を除く）	200,000 円×（ ）人
4	寡 婦 控 除	①夫と死別または離婚した後婚姻していない方が、夫の生死が不明な方で、かつ、扶養親族又は所得が 38 万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている子は除く）がある方 ②夫と死別した後婚姻していない方が、夫の生死が不明な方で、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の方	270,000 円×（ ）人 〔所得が 270,000 円未満の場合はその額になります〕
5	寡 夫 控 除	妻と死別または離婚した後婚姻していない方が、妻の生死が不明な方で、かつ、所得が 38 万円以下の生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている子は除く）があり、合計所得金額が 500 万円以下の方	270,000 円×（ ）人 〔所得が 270,000 円未満の場合はその額になります〕
6	障 害 者 控 除	申込本人や同居する親族及び遠隔地扶養親族のうち精神または身体に障害がある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方（1・2 級の方は特別障害者） ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1 級の方は特別障害者） ③障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方（「A」の方は特別障害者） ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 3 項症までの方は特別障害者） ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害者とされている方は特別障害者） ⑥上記①から⑤のほか、所得税法施行令第 10 条の規定に該当する方	普通障害者 270,000 円×（ ）人 特別障害者 400,000 円×（ ）人
控 除 合 計 金 額			円

※ 年齢は、申込日現在の満年齢です。



9 ページ「控除合計金額」へ

収入計算書

●入居申込みをする場合の収入は、収入のある方全員の所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月収額の算出法

課税所得 ※収入額ではなく、所得額を記入。

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

(所得の調べ方)

- 給与所得者：現 職 場に前々年の12月以前から勤務した方・・・10 ページ
 現 職 場に前年の1月以降に勤務した方……………11 ページ
- 事業所得者 ………………12 ページ
- 年金所得者 ………………13 ページ

合計年間所得金額	控除合計金額
円	円

-
÷ 12 =

あなたの世帯の月収額
円

あなたの世帯の家賃ランクです

		計算後の月収額 (円)	家賃ランク
一般階層世帯	裁量階層	0 ~ 104,000	A
	階層	104,001 ~ 123,000	B
	世帯	123,001 ~ 139,000	C
	世帯	139,001 ~ 158,000	D
	世帯	158,001 ~ 186,000	E
	世帯	186,001 ~ 214,000	F

※改良住宅の家賃は、月収に関係なく定額家賃になります。

E・Fは6、7ページの裁量階層に該当した世帯のみの基準です。

事業所得の方

(1年間の所得)

円

→ 9ページ課税所得へ

事業所得の方

収支明細書
(事業所得者用)

1 事業及び事業内容 _____

2 事業所の所在地 _____

3 事業開始年月日 平成 年 月 日

[月別収支内訳]

月	収入の部		支出の部		差引純利益 (イ-ロ)
	計(イ)		計(ロ)		
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
月					
計					

* 1ヶ月にならないときは、
計算に含めません。

円 + ヶ月 × 12ヶ月

年間差引純利益額

円

→ 9ページ課税所得へ

※ 募集の前月が最後の月になります。

年金所得の方

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票 郵便はがき

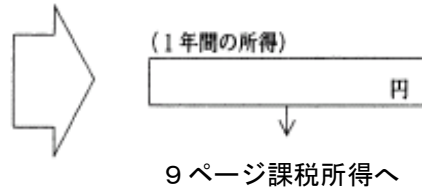
種別	支払金額 (平成 年中に支払った金額) 円	源泉徴収税額 円
年金	*****	
申告書の提出		控除対象配偶者の有無等
有	無	有
有	無	有

次の年金は、非課税のため収入として扱いません。

- ① 障害の名称のつく次の年金
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金
障害共済年金
- ② 遺族の名称のつく次の年金
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族
遺族共済年金
- ③ 母子の名称のつく次の年金
母子年金・遺児年金
- ④ そのほか次のような年金
遺児年金・遺族年金・老齢給付年金

この他にも非課税の年金は計算の対象になりません。

受給者の年齢	その年分の公的年金等の収入金額 (A)	所得金額になおす計算式
年齢 65歳以上の方	120万円以下	0円とする
	120万円超 330万円未満	(A) - 120万円
	330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円
年齢 65歳未満の方	70万円以下	0円とする
	70万円超 130万円未満	(A) - 700,000円
	130万円以上 410万円未満	(A) × 0.75 - 375,000円
	410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85 - 785,000円
	770万円以上	(A) × 0.95 - 1,555,000円



平成 年度 (平成 年分) 市・県民税課税証明書

氏名 _____ 住所 _____

所得内訳		収入等内訳		所得控除の内訳	
種別	金額	種別	金額		
雑所得	*****	年金収入		社会保険料控除	基礎控除
以下余白		年金所得		生命保険料控除	以下余白
		以下余白		障害保険料控除	
				以下余白	



申込みに必要な書類

◆ 全ての世帯に共通する提出書類

<p>(1) 町営住宅入居申込書・・・(別紙)</p> <p>(2) 収入計算書・・・(別紙)(9ページに同じ)</p> <p>(3) 住民票・・・現在住所を定めている市町村の窓口で取得 (申込世帯全員分) ○婚姻で申込みの場合は、それぞれ必要 ○外国人の方は「外国人登録済証明書」</p> <p>(4) 納税証明書・・・市町村の窓口で取得 (納税状況を確認します)</p> <p>(5) 各自の所得に関する書類・・・下表を参照し、該当するもの ○申込者本人及び同居者・婚約者それぞれについて必要</p>
--

◆ 世帯各自の所得に関して必要な書類

	区 分	提 出 書 類
申込者もしくは同居者で収入のある方	現在の勤務先に前々年の12月以前から引き続き勤務している方	① 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (証明書等は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ② ①または、最新の源泉徴収票(コピーで可) ③ 勤務先証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう
	現在の勤務先に前年の1月以降に就職された方	① 最新の源泉徴収票(コピーで可) ② 給与支払証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう ③ 勤務先証明書(別紙)・・・勤務先で記入してもらう ④ 健康保健被保険証(国民健康保険を除く)の写し
	年金所得者	① 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (所得証明書は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ② 恩給、年金等証書の写し
	前々年の12月31日以前から事業を始めた方	① 本年度の課税明細書又は、控除明細のある課税証明書 (証明書等は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ② 所轄税務署が受理した確定申告書控えの写し
	前年の1月1日以降に事業を始めた方	① 収支明細書の写し及び帳簿の写し ② 所轄税務署が受理した確定申告書控えの写し
収入のない方	申込者及び同居者(18歳以上)・婚約者が無職無収入の方	本年度の非課税証明書又は退職証明書(別紙)又は、離職票の写し (非課税証明書は、1月1日現在住所を定めていた市町村の窓口で取得) ※入居申込時は就職しているが、契約するまでに退職することが確実な方は「退職見込証明書」が必要です。

◆その他状況により必要とする書類

区 分	提 出 書 類
婚約し入居申込みする場合	「婚姻の予約を証する書類」（別紙）
父子・母子・単身世帯	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
身障者又は戦傷病者	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し
知的障害者又は精神障害者	療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
生活保護世帯	都道府県又は市町村の福祉事務所からの証明書
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
ハンセン病療養所入所者等	国立ハンセン病療養所等の長の証明
DV被害者	婦人相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写し
外国人留学生の方	外国人登録証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書

（注）「市町村県民税特別徴収税額通知書」又は「市町村県民税普通徴収税額通知書」をお持ちでない場合は、各市町村の市町村民税担当の窓口で「所得証明」をお求めください。

（注）退職見込証明書を提出した方は、契約時に退職証明書を提出していただきます。

（注）保険外交員の方は、12ヶ月分の外交員報酬を申告してからの申込みとなります。

入居手続きのときに必要な書類

●入居決定した方は、入居手続きを行うときに次の書類を提出していただきます。

- (1) 町営住宅入居請書 …… 連帯保証人2名が必要です。
（※原則として、町内に居住しており、独立して生計を営んでいる方となります。また、非課税所得の方は保証人になれませんのでご注意ください。）
- (2) 連帯保証人承諾書 …… 連帯保証人2人の連帯保証人承諾書を作成していただきます。
- (3) 保証人の住民票 …… 保証人2名それぞれの住民票が必要です。（3ヶ月以内のもの。）
- (4) 保証人の印鑑証明 …… 「町営住宅入居請書」及び「連帯保証人承諾書」には、この印鑑（実印）を押印していただきます。
- (5) 保証人の収入証明 …… 前年度分の源泉徴収票（発行者印のあるもの）もしくは市町村長が発行する前年度分の総所得金額が記載してある証明書。
- (6) 敷 金 …… 敷金（当初家賃相当額の3ヶ月分）を納入していただきます。なお、敷金は住宅を退去されるときに入居者が負担する修繕費等と相殺いたします。
- (7) 誓 約 書 …… 町税未納、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に関するもの。
- (8) その他指定の証明書等
- (9) 駐車場関係書類 …… 駐車場使用申込書、駐車場使用請書、保証金の納入等（駐車場がある住宅のみ）

入居後の家賃及び収入申告について

- (1) 家賃については、毎年7月から9月に「収入申告書」を提出していただき、毎年度、それぞれの収入と各住宅の規模や立地条件、建設時からの経過年数などをもとに決定します。
- (2) 「収入申告書」は必ず提出していただきますが、もし提出がない場合、近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅とほぼ同程度の家賃)がかかることとなります。
- (3) 家族に異動(出生、死亡、転出等)があった場合、家賃額が変わることがありますので、届け出が必要となります。

☆ 平成 2 1 年度

町営住宅の概況及び使用料一覧表 ☆

(円/月)

住宅名	建設年度	棟番号	戸数	構造	型式	床面積 (㎡)	駐車場有無	風呂釜有無	一般世帯				裁量階層世帯	
									A	B	C	D	E	F
									0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000
二本杉	S 36	22~25.71	2 0	簡平	2 K	29.99	無	無	4,600	5,300	6,100	6,800	7,800	9,000
	S 37	42~47	2 4	簡平	3 K	37.30			5,900	6,800	7,700	8,700	10,000	11,500
	S 38	58.62	8	簡平	2 K	31.47			5,000	5,800	6,700	7,500	8,600	9,900
	S 39	26~30.33~35	3 2	簡平	2 K	36.52			6,000	6,900	7,900	8,900	10,200	11,800
		48.49	1 2	簡二	2 DK	42.74			7,000	8,100	9,300	10,500	11,900	13,000
		63~66	1 5	簡平	2 K	31.47			5,100	5,900	6,800	7,700	8,800	10,100
	S 40	67~70.72~74	2 8	簡平	2 K	31.47			5,200	6,100	6,900	7,800	9,000	10,300
		31.36.37.39~41	2 4	簡平	2 K	36.52			6,100	7,100	8,100	9,100	10,400	12,000
	S 41	50.51	1 2	簡二	2 DK	42.74			7,300	8,400	9,700	10,900	12,500	14,400
並松	S 43	13~16	4	木造	3 K	36.65	無	無	3,400	3,900	4,500	5,100	5,800	6,700
		3~ 6	1 6	簡平	2 K	31.47			4,700	5,500	6,300	7,100	8,100	9,000
	S 45	1~ 2	8	簡平	2 K	36.52			5,700	6,600	7,600	8,600	9,800	10,300
		10~12	1 0	簡平	2 K	33.99			5,300	6,200	7,100	8,000	9,100	9,900
	S 46	7~ 9	1 2	簡平	2 K	34.00			5,400	6,300	7,200	8,100	9,300	10,200
	S 47	17~19	1 5	簡平	2 K	34.00			5,500	6,400	7,300	8,300	9,500	10,400
土手内	S 29	全戸	6	簡二	3 K	42.90	無	無	5,500	6,400	7,300	8,300	9,400	10,900

住宅名	建設年度	棟番号 (部屋番号)		戸数	構造	型式	床面積 (㎡)	駐車場有無	風呂釜有無	一般世帯				裁量階層世帯			
										A	B	C	D	E	F		
										0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000		
西船迫	S55	1号棟(全戸)		16	耐火 4階	4K	67.42	有	無	13,000	15,100	17,200	19,400	22,200	25,600		
	S60	2号棟	末番(2・3)	8		3DK	72.68	有	有	15,000	17,400	19,900	22,400	25,600	29,600		
			末番(1・4)	8		3LDK	68.84			16,100	18,600	21,200	23,900	27,400	31,600		
船岡駅前	S58	末番(1・4・6)		12	耐火 4階	3DK	70.76	有	有	16,300	18,800	21,500	24,300	27,800	32,100		
		102・103号室(身障用)		2		2LDK	70.76			有	有	17,400	20,100	23,000	26,000	29,700	34,200
		末番(2・3・5)		10		3LDK											
槻木駅前	H2 ~3	102・103号室(身障用)		2	耐火 11階	3LDK	90.38	有	有	23,800	27,400	31,400	35,400	40,400	46,700		
		末番(2・3)		20		3LDK	89.48										
		末番(1・4)		21		4DK	92.41										
山下	H7	全戸		12	耐火 3階	3LDK	84.78	有	有	21,800	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700		
北船岡1号棟	H15	末番(3・4・5)		30	耐火 10階	1LDK	59.00	有	有	20,100	23,200	26,600	30,000	34,300	39,500		
		末番(2)		10		2LDK	68.50										
		206・306・406号室		3		2LDK	68.50										
		506・606・706・806・906 1006号室		6		2LDK	68.50										
		末番(1)		10		3LDK	78.50										

★ 改良住宅

駐車場使用料：1区画 一律 3,000円
(北船岡(未舗装)：1区画 1,500円)

収入基準額	割増率 0.3	割増率 0.5	割増率 0.8
0 114,000	114,001 158,000	158,001 191,000	191,001 以上
10,500	13,600	15,700	18,900
11,000	14,300	16,500	19,800
11,000	14,300	16,500	19,800

※割増率は、
入居3年を経過し
収入額が収入基準
額を超えた方にか
かります。

神山前	S44	1号棟	24	耐火 4階	2K	39.75	無	無	10,500	13,600	15,700	18,900
	S45	2号棟	32		2K	40.71			11,000	14,300	16,500	19,800
	S46	3号棟	32		2K	40.71			11,000	14,300	16,500	19,800

町営住宅位置図

西船迫住宅 1.2号棟 (4F)
管理戸数 : 32 戸

北船岡住宅 1号棟 (10F)
管理戸数 : 59 戸

槻木駅前住宅 (11F)
管理戸数 : 43 戸

二本杉住宅 (平屋)
管理戸数 : 184 戸

土手内住宅 (2F)
管理戸数 : 6 戸

船岡駅前住宅 (4F)
管理戸数 : 24 戸

柴田町役場

神山前住宅 (4F)
管理戸数 : 88 戸

山下住宅 (3F)
管理戸数 : 12 戸

並松住宅 (平屋)
管理戸数 : 65 戸

